

不動産鑑定業者事業実績等の提出

手続名	不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の事業実績等の提出
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第28条及び第54条
手続対象者	国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者
提出時期	毎年1月31日まで。
提出方法	事業実績等を下記の提出先の窓口へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	①過去1年間の事業実績の概要を記載した書面 前年1月1日から12月31日まで ②事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書面 1月1日おける。なお、不動産鑑定士補を含む。 ③その他国土交通省令で定める書面 ○部数は、書面で正1部、副2部、事務所の所在する都道府県の数の写しを提出してください。
申請書様式	国土交通省提供の電子様式によります。 なお、提出書面の宛名は、登録を受けた地方整備局等の長となります。
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提出先	主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等の不動産鑑定事務担当へ提出（郵送で送付可能です）
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・水資源局地価調査課鑑定評価指導室
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし

◇記載要領・記載例等

【例】主たる事務所が東京都、従たる事務所が大阪府及び福岡県にある場合

1. 書面の作成及び提出

提出する書面作成においては、国土交通省提供の電子様式（Excel形式）を使用し、その電子データを格納した電子媒体（CD-R等）1式に、電子媒体の表面には登録番号及び登録商号を記載のうえ書面と合わせて提出してください。

なお、海外投資不動産の鑑定評価がない場合、当該書面は提出不要です。

2. 書面の編纂順は以下のとおり。

- 1) 事業実績報告書の提出について（表紙）
- 2) 総括（主たる事務所と各従たる事務所の合計）の別添第1、別添第2、参考資料
- 3) 主たる事務所（【例】では東京都の事務所）の別添第1、別添第2、参考資料
- 4) 従たる事務所（【例】では大阪府の事務所）の別添第1、別添第2、参考資料（※以下、都道府県コード順）
- 5) 従たる事務所（【例】では福岡県の事務所）の別添第1、別添第2、参考資料

3. 書面の提出部数

上記の1) から5) までを1部として、

正（押印）…1部 + 副（押印）…2部 + 写し（正のコピー）…事務所数分（【例】では3部） = 6部

事業実績の概要

〔平成22年1月1日から
平成22年12月31日まで〕

〔総括
支店〕

国土交通鑑定

支店等

1-(1) 依頼目的及び対象不動産の種類別の件数及び報酬 (価格評価)

(単位: 件、千円)

対象不動産の種類	依頼目的 件数・報酬	売	買	交	換	租	保	抵当証券	資産評価	争	訟	補	償	課	税	国土利用計 画法による 事前届出	国土利用計 画法による 価格審査	証券化	その他	計	
		宅地	件数 報酬		4											18					
土地	宅地見込地	件数 報酬																			0
	農地・林地	件数 報酬																			0
	その他	件数 報酬																			0
	建物	件数 報酬																			0
建物及びその敷地	件数 報酬	1				1					1									1	4
	借地権	件数 報酬																			0
権利	借家権	件数 報酬																			0
	その他	件数 報酬																			0
	その他	件数 報酬																			0
計 (a)	件数 報酬	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	18	0	0	0	0	0	11	36	
	報酬	2,264	0	521	0	0	0	0	0	717	0	0	1,278	0	0	0	0	0	2,356	7,136	

1-(2) 依頼目的及び対象不動産の種類別の件数及び報酬 (賃料評価)

(単位: 件、千円)

対象不動産の種類	依頼目的 件数・報酬	賃貸借	争訟	補償	その他	計
		土地	件数 報酬	1		
建物及びその敷地	件数 報酬					0
その他	件数 報酬					0
計 (b)	件数 報酬	1	0	0	0	1
	報酬	618	0	0	0	618

1-(3) 合計 (価格評価+賃料評価)

(単位: 件、千円)

合計 ((a) + (b))	件数	37
	報酬	7,754

2. 1件当たりの鑑定評価額別の件数及び報酬 (価格評価)

(単位: 件、千円)

鑑定評価額	500万円以下のもの	500万円を超え 1,000万円以下	1,000万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超え 5,000万円以下	5,000万円を超え 1億円以下	1億円を超え 5億円以下	5億円を超え 25億円以下	25億円を超えるもの	計
件数	31			1	4				36
報酬	5,456			420	1,260				7,136

3. 依頼先別の件数及び報酬 (価格評価及び賃料評価)

(単位: 件、千円)

依頼先	国	地方公共団体	公社・公団・公庫等	民間法人	個人	計
件数		32		5		37
報酬		6,074		1,680		7,754



件数
報酬
一致

件数
報酬
一致